

良心的兵役拒否における抵抗の原理

滝 沢 信 彦

はじめに

良心的兵役拒否は、それが法の許容するところとなったとしても、なおそれは軍務を拒否するゆゆしい反国家的な抵抗として本質的には実定法秩序の容認しえざるものではないのか。良心的兵役拒否におけるかかる抵抗のファクターをめぐって、抵抗の原理的立脚点としての社会契約思想およびキリスト教（とくにプロテスタンティズム）の思想を検討し、これらを通じて極限的状况における抵抗の原理をさぐってみる。

1 良心的兵役拒否（法制）の実定憲法上の地位

米国の徴兵法をはじめとする各国^①の法制が容認するに至っている「良心的兵役拒否」は、たとえば後述のホブズが認めるようないわば人間性の自然もしくは弱さ（それが生命、財産、自由、幸福追求等の権利としてとらえ直されようとも）を理由とする兵役拒否を含むものでなく、それは、宗教的もしくは倫理的な理由から良心的に拒否せざるをえないようなばあいに限定されている。

しかしながら、このようなかたちで良心的兵役拒否が法制上容認されているとはいえ、それを許容することによって実定法秩序自体が深刻な矛盾に陥らざるをえないのではないか。すなわち、この種の兵役拒否は法的義務と超法的義務の、ないしは法的価値と超法的価値の衝突、相克のばあいであり、したがっ

でその違法性が阻却されるものでないがゆえに、そのいわば世界観に基づく不服従が法によって是認されることがないかぎり、法による非難を免れえないのであって、良心的兵役拒否はそれゆえに本来一種の確信犯（Überzeugungsverbrechen）である。にもかかわらず、一定要件の下に良心的拒否者は兵役を免除される。

ここにおいて、良心的兵役拒否法制の実定憲法上の地位が改めて問われなければならない。

エイブ・フォータスによれば、良心的兵役拒否者の特別扱いは、アメリカが宗教的自由に国を献げてきたことから生まれる自然かつ必要な帰結であった。良心的兵役拒否者に戦闘勤務を免除する問題は、アメリカ合衆国憲法制定会議で討論されたが、しかし免除は結局憲法に明規されるには至らなかった。しかし、憲法は、その改正第1条で宗教上の自由を保障したので、上記免除は、議会によって種々の徴兵法に組み入れられることになったのである⁽³⁾。

彼の所論は、兵役は免除されないが、戦闘勤務が免除される（もしくは強制されない）というかぎりでの兵役免除制度は、憲法改正第1条の宗教的自由の保障に基づく、というもののようである。

しかしながら、ここでフォータスが、W・O・ダグラスと同様に、良心的兵役拒否者が兵役を免除されるのはその地位が直接に改正第1条によって保障されているからである⁽⁴⁾、との解釈論を展開しているとみられうるであろうか。

フォータスは、おそらく、兵役免除の法制化の憲法史的背景を強調しているにすぎず、人が直接改正第1条に基づいて良心的兵役拒否者たるの資格を国家から取り付けることができる、との憲法解釈論を展開しているのではないと考えられる。

本来、宗教的(良心の)自由は、政府もしくは政治と宗教の結合、政府の宗教への圧迫など、政府が、意識的、意図的、積極的に宗教と関わりをもったばあい、それが主張され憲法上の保護の対象とされてきたのである。これに対し兵役拒否における宗教的自由の問題は、国家、政府の宗教に対する意図的、積極的な政策からではなく、ただ戦争もしくは軍備に関連してもたらされたところ

良心的兵役拒否における抵抗の原理

の、(宗教に関しては)政府にとって全く無自覚的、結果的な問題にすぎず、したがって、この点について無反省のままに伝統的意味における宗教的(良心の)自由の問題の範疇に含ましめることをするならば、それは、解釈論としては妥当性を欠くともいえよう。

ともあれ、連邦最高裁判所の解釈によれば、改正第1条の保障する宗教的自由は、信仰する自由と宗教的行為の自由との二概念を含み前者を絶対的なものとし後者を合理的規制の対象としうるとの原則をも表明するものである⁽⁴⁾。裁判所によれば、それゆえに、良心的兵役拒否者が、ただ単に戦争、戦争準備、軍事教練等を否定する宗教的、倫理的信念をいただくこと、およびそのような教義を宣伝する権利は憲法上認められるが、戦争等に参加しないという良心的決定は法と政府との要求に抵抗するものであるからして憲法によって支持されるものではない⁽⁵⁾。

さらに同裁判所は、マキントッシュ事件⁽⁶⁾の判決理由のなかで、戦時の国家権力の発動について次のように述べ、かつ肯定している。

「憲法によって連邦議会に与えられた宣戦権は、必然的に、戦争を効果的に行なうに必要なあらゆる軍事力を結集して戦争を遂行する完全な権限を包含する。

憲法によって連邦議会に与えられた軍隊を編成する権限は、当然に、いかなる者が軍務に服しかつかなる方法で服務するかを決定する完全な権限を包含する。戦争権限の行使の必要が生じたばあい、言論の自由の原則にもかかわらず、国民の士気や軍隊精神をくじくような言論は連邦議会の制定法によって制約されもしくは禁止されうる。脱走者やスパイは起訴状もしくは陪審裁判なしに死刑に処せられうる。

そうして、このほかの徹底した権限が、平和時においては全く許されがたいものではあるが、戦争という危機に対処するために行使される」。

このように戦時においては、国家の側の要請が貫徹されなければならないのであって、国民各人は、国家が戦争を最も効果的に行なうために必要な手段とされ、個人の行為に対する法的価値判断の基準は、行為者自身ではなく、通

常人にでもなく、それは国家の側の要請におかれる。だから戦時において、個人は英雄の行為もしくは奴隷的服従を強いられることにもなる。

こうした判例の立場からは、国の防衛権行使の目的よりすれば、兵役拒否という良心的決定は常に誤っているとされよう。ゆえに兵役免除措置はただ国家の要求と個人の不服従とがぶつかり合うある限界状況で起こりうべき個人の良心的確執をとり除こうとの立法部の配慮または恩恵であるということになる。

この点につき、マキントッシュ判決で、連邦最高裁判所は、「武器をとろうとしない良心的兵役拒否者の特権は憲法にではなくして連邦議会の制定法に由来するものである」とし、ディッキンソン判決⁽⁷⁾においても、一般軍事教練兵役法上の兵役免除は「恩恵」の問題であるとしている。

スィーガー事件⁽⁸⁾およびウェルシュ事件⁽⁹⁾の判決においても、連邦最高裁判所は、憲法問題としてではなく、法律解釈の問題としてのみ事件を処理しようとしている。このことは兵役免除制度が議会の立法政策上の配慮に基づくものであって、直接に憲法にその根拠を有すると解せらるべきではない、との従来との関係判例の見解を踏襲していることを示している。

R・E・クッシュマンは、良心的兵役拒否者は、法ならびに政府の要求に対し抵抗する立場をとるがゆえに、憲法上の権利を享受するものではない。しかしそれにもかかわらず、良心的理由からそうした立場をとるものに対し残酷な、非人道的な取り扱いをすることはわが国民の自尊心が許さないのである⁽¹⁰⁾、とする。

M・R・コンヴィッツも、良心的兵役拒否は、憲法の支持を得るものではなく、それは議会の自由裁量もしくは恩恵的配慮にかかっているものである⁽¹¹⁾、としている。

かくして徴兵法上の良心的兵役拒否者に対する兵役免除の制度は、判例、通説に従えば、議会による恩恵的、政策的な措置であるから、その改廃が議会の自由裁量にゆだねられていると考えられよう。

これに対しダグラス判事が、良心的兵役拒否者の軍務免除は、恩恵の問題ではなく、直接に改正第 1 条によって保障されていると解すべきであると主張し

良心的兵役拒否における抵抗の原理

ている⁴⁹ことはすでに指摘したとおりである。

ちなみに、西ドイツの基本法第4条3項が「何人もその良心に反して武器をもってする軍務に強制されてはならない。その詳細は連邦法律でこれを定める」と規定し、これに基づいて防衛義務法第25条が「国家間のあらゆる武力行使に関与することに、良心的理由により反対しそれゆえ武器をもってする兵役を拒絶する者は防衛勤務の代わりに国防軍の外部での民間の代替勤務に服さなければならない」と規定しているが、これは戦争に関わる国家の要請が個人の基本的人権に道を譲るとの原則的規定とみるべきであろうか。すなわち、ハーマンのいうように、基本法第4条3項の良心的兵役拒否権は、前国家的・超実定法的な権利である良心の自由の権利を保障する同4条1項と密接不可分の関係にあるものであって、同4条3項の規定は、国家によって創造される秩序としての防衛義務に優位しその限界を画するところの前国家的・超国家的な法原則を具体化するものであり、単に防衛義務者の一部を一般的な国民の兵役義務から解放する例外権を認めるにすぎぬものではない⁵⁰、と考えるべきなのであろうか。

それとも、ショイナーのいうように、良心的兵役拒否権は、一般的法思想または自然法上の観念から推論されうるものではなく、基本法第4条3項の規定は基本的な国民の義務に対して例外を定めるところの実定法上の譲歩を示すものである⁵¹と考えるべきなのであろうか。

西ドイツ連邦憲法裁判所の判決によれば、憲法ならびに防衛義務法の容認する良心的兵役拒否は「戦争における殺人そのもの」に対する良心的な拒否である。すなわち憲法が予想し、保護しようとしているのは「武器によって人を殺さざるをえない」ということそのこと自体によって深刻な良心の苦悩に陥っている者である。戦争や武器や相手など、状況に関わりなく、戦争での殺人そのものがその倫理的人格を破壊してしまうであろうと考えられるような深刻な良心的苦悩が認められるばあいである。そうでなければ国家的利益と矛盾するにもかかわらずその良心的決定が容認されるだけの理由がないのである⁵²。また同裁判所は、右判決のなかで、国家共同体の維持こそが基本権の主張を可能な

らしめる（傍点は引用者），と述べているが，これらの点からして，基本法第4条3項の規定が国民一般の兵役義務を定める同第74条に対する例外権を定めているとの見解に立っていると考えられる。

たしかに，世界各国に共通の実定法を定立する権威のいまだ樹立されていない今日，そして将来国防措置の必要が可能性としてさえもなくなるまでは，兵役拒否は，一定要件の下に法制化され容認されようとも，実定（憲）法秩序と矛盾する不法の抵抗たる実質を失うものではないと言えよう。

そしてかかる抵抗のファクターを本質的なものとして有する兵役拒否は，良心的兵役拒否として，キリスト教的抵抗の一形態としてその伝統が築かれてきた。しかしながら他方，兵役を拒否する動機は宗教的信念のほか倫理的信念，平和主義的・人道主義的確信，政治的考察や社会科的判断に基づく確信，個人主義的・自由主義的意識，さらに，愛する者との離別の苦痛，残る家族への配慮，軍隊や戦闘に対する嫌悪や恐怖など種々の理由から，兵役を拒否しようとする者がありうるし，事実，拒否する者があらわれてきている。

生命・財産の安全を，および自由，幸福追求等の権利を確保するために政府が組織された，との社会契約論的国家観よりすれば，たとえ戦時であろうとも（戦時にこそ最も大きな犠牲を強いられる）生命，自由，幸福追求等に関する権利を，国の命令に対する不服従が実定憲法上容認されるというかたちで，確保しようとの結論が導かれてしかるべきように思われる。

したがって次に緊急事態としての戦時体制，および可能性としての緊急事態に備える軍事体制の下における兵役拒否を，極限的状况における抵抗の一つの場合として，社会契約思想およびキリスト教思想の二つの抵抗の原理的立場との関連でとらえてみようと思う。

(1) アメリカ，イギリス，フランス，西ドイツ等約20カ国。

(2) Abe Fortas, *Concerning Dissent and Civil Disobedience* (1968) . 別府節弥訳，法秩序と造反，88～89頁。

(3) W.O.Douglas, *The Right of the People* (1958) . 奥平康弘訳，基本的人権，142頁。

(4) *Cantwell v. Connecticut* (1940) , 84L ed. 1213.

良心的兵役拒否における抵抗の原理

- (5) United States v. Schwimmer (1929), 73L ed. 889. Hamilton v. Regents of Univ. of California (1934), 79L ed. 343.
- (6) United States v. Macintosh (1931), 75L ed. 283.
- (7) Dickinson v. United States (1953), 98L ed. 132.
- (8) United States v. Seeger (1965), 85 S. Ct. 850.
- (9) E.A. Welsh II v. United States (1970).
- (10) R.E. Cushman, Civil Liberties in the United States (1956), P.94.
- (11) M.R. Konvitz, Fundamental Liberties of a Free People (1962), P.46.
- (12) W.O. Douglas, Op. Cit. 奥平訳, 141~142頁。
- (13) Andreas Hamann, Das Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland (1956), ss.97~101.
- (14) Ulrich Scheuner, Das Recht auf Kriegsdienstverweigerung (Der deutsche Soldat in der Armee von morgen), ss.273~276.
- (15) Beschl. BVerfG vom 20. Dezember 1960—1BvL 21/60.

2 社会契約論的国家観における兵役拒否

コモンウェルス
国家の目的が個々人の自己保全にありとするトマス・ホブズは、『レヴァイアサン』のなかで兵役拒否を認めているが、そのばあい自然法の実定法に対する優位、自然法による実定法の修正もしくは否定という前提の下に兵役拒否を容認するのかがまず問題とされよう。

彼は服従拒否の自由について、
「もし主権者が、ある者にたいして（たとえ正当に有罪とされたものであるとしても）かれ自身の手で自己の生命を断てとか、きずつけよもしくは不具にせよと命じ、あるいは、かれを襲う者に抵抗するなと命じ、あるいは、食物や空気や薬やその他の、それなしにはかれが生活しえないものの使用をやめよと命じるばあい、その人は、たとえそれが主権者の命令であっても、服従しない自由 (the liberty to disobey) をもつ⁽¹⁾」と述べている。

この不服従の自由は、ホブズにおいては、自然権(the Right of Nature)としての自己保存の権利を合理的に貫徹するための(理性によって発見された)一般原則たる自然法(A Law of Nature)に基づく。ホブズのいう自然権

とは、「各人が、自己自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、その欲するままに自己の力を用いるという各人の自由である」。ここから「人間はその生命を破壊すること、あるいは生命維持の手段を除去するようなことを行なうのを禁じられる」という自然法が導かれる⁽⁴⁾。この自然法が守られるようにと樹立されたコモンウェルスにおいては、当然に、それを形成する人民各人の保全 (preservation) を究極の動因、目的としているのであるから主権者に対する人民のかかる不服従の自由が認められるのである。

このような論拠において、ホッブズは、次のように、人民の兵役拒否を認めている。

「兵士として、敵と戦えと命じられた者は、彼の主権者が、その拒否のゆえに彼を死刑に処する権利を有するにもかかわらず、多くのばあい、拒否しうるしその兵役拒否が不法 (injustice) とはされない。たとえば彼が自分の代わりに有能な兵士を戦場に送りだすようなばあいである。というのはこのばあい、コモンウェルスに対する奉仕義務を放棄するのではないからである。

また、生来臆病のゆえに、女性（彼女らにはそうした危険な義務を果たすことが期待されてはいないが）に対してのみならず、また勇氣においては女性的な男に対しても許容がなされる。その臆病なふるまいには一定の情状酌量がなされる。軍隊の戦闘のさいには一方もしくは双方に脱走兵がでる。しかし彼らが、裏切りからでなく恐怖の念からそうするのであれば、彼らのそうしたふるまいは、不正とされるのではなくして不名誉であるとの評価がなされるのである。同じ理由〔恐怖の念〕から戦闘を避けるのは、不法ではなく臆病なのである。しかしながら兵士として登録したり徴兵補償金 (imprest money) をうけとったりした者はそのことによってはや臆病な性質であるとの言いわけがきかなくなる。このような者には戦いに行くことが義務づけられるだけでなく、隊長のゆるしがなければ戦場をはなれてはならない義務が生ずる⁽⁵⁾」（傍点は引用者）。

ホッブズのこうした考え方は、ある程度において、たしかにコモンウェルスの目的は人民個々人の保全にあるとの社会契約思想に忠実な解決を打ちだして

良心的兵役拒否における抵抗の原理

はいるが、だからといって、その限りにおいて、実定法が、自然法により、修正せられもしくは否認せられる、との前提に立っていると言えるであろうか。

すなわち、一方では、容認されうる兵役拒否の理由を限定せず、たとえ臆病、恐怖からの兵役拒否でも許容するとしている点で、たしかに個人の自己保全という自然権の論理の実定法的貫徹性がみられる。しかしながら、このことは、ホッブズが、兵役拒否を自然権に直接に基づかせ、個々人の自己保全の要請を国家の自己保存の要請に優位せしめようとの考えに立っていることを示すものとみられるであろうか。

彼は「主権者が、その拒否のゆえに、拒否者を死刑に処する権利を有しているにもかかわらず」として、国家が、兵役拒否という不服従行為を実定法によって非難する権限を留保しているものであることを確認している。すなわち、兵役拒否は、実定法秩序によって、少なくとも、違法であるとの（法的に否定的な）価値判断をうけるべきものであるが、代人を差し出したりする代替義務の履行者に、または、個々の兵役義務者によってはその国家的義務を履行することが不可能であって国家の命令に服従することが期待されえないばあい、そのような者に、法的責任を認め（具体的に法的な非難＝処罰を加え）ることはできない、とするのである。したがって、兵役拒否が「不法 (injustice) とはされない」とは、法的非難を免れる、すなわち（厳密には、違法性が認められるも）有責性が阻却されるということなのであろう。

兵役拒否に関して、ホッブズの自然法理論における個人の自己保全という出発点は、兵役拒否の理由が限定せられず、臆病や恐怖によるものまでも容認されるということ、および、その不服従行為の責任が阻却される（違法行為だが罰せられない）ということのその限度において、それが貫かれていると解せられはしても、それは、自然法が、実定法を修正もしくは否認するところの、実定法に対するアンチ・テーゼとして対立せしめられることをその論理必然的な帰結とするものではないと考える。

したがって、ホッブズは、まさにこのコモンウェルスの目的よりして服従拒否の自由の限界をつぎのように規定する。

「われわれの服従拒否がそのためにこそ主権^{ソヴレンティ}を定立したはずであるその目的をむなしものにしてしまうようなばあいには、服従拒否の自由はないが、そうでなければ服従拒否の自由がある⁽⁴⁾」。

したがって、兵役拒否に関しては、当然に、次のような帰結が導かれる。「コモン・ウェルスの防衛が、武器をとりうるすべての者の援助をただちに要請するばあいには、すべての者が義務づけられる。なぜならば、もしこの義務づけが否定されるならば、そしてその人民がそれを維持しようとの意志も勇氣も持っていないのであれば、コモンウェルスはもはやなにものでもなくなってしまふのである⁽⁵⁾」。

この論理を別な角度から説明するものとして次のようなロックの考え方が指摘されよう。

「各個人が社会にはいったときに社会に委ねた権力は、社会が存続するかぎり個人の手には決して二度と戻らず、つねに共同体のうちにとどまる。なぜなら、もしそうでなければ共同社会も国家もありえず、それでは最初の合意に反するからである⁽⁶⁾」。

またホブズズの理論のワクを継承しているルソーによれば、「市民が国家を守るために生命をかけるばあい、彼らは、国家からもらったものを国家に返すにすぎないのであって、すべての人は、必要とあれば祖国のために戦わなければならぬ」。したがって、彼においては兵役拒否の認められる余地は全くない。すなわち、「市民は、法によって危険に身をさらすことを求められたとき、その危険についてもはやうんぬんすることはできない。そして統治者が市民に向かって『お前の死ぬことが国家に役立つのだ』というとき市民は死なねばならぬ。なぜならこの条件によってのみ、彼は今日まで安全に生きてきたのであり、また、彼の生命は単に自然の恵みだけではもはやなく、国家からの条件付きの贈物なのだから⁽⁷⁾」。

ルソーによれば、「社会契約は、契約当事者の保存を目的とする。目的を欲する者は手段をも欲する。そしてこれらの手段はいくらかの危険、さらには若干の損害と切りはなしえない。他人の犠牲において自分の生命を保存しようと

良心的兵役拒否における抵抗の原理

する人は、必要なばあいには、また他人のためにその生命を投げ出さねばならない。自然状態において、避けえない戦いを行ない、自己の生存に必要なものを生命をかけて守っていたときには、もっとしばしば、より多くの危険のうちに行っていたことにほかならない⁽⁴⁾」。

国家の自己保存の要請が立ち現われるところでは、個人の自己保全の主張は否認され、両者の自己保存の要求のあいだの調和の問題さえも起こりえないかに見える。

そして一般的に個人の自己保全が権利主張の主たる（理論的）根拠とされているばあい、それが、国家の自己保存の要請と衝突する場面では、多くは無抵抗のままにむしろ統治権力の側にそれを強化する力として立つか、あまりにもろい挫折か、さもなければ統治者と被統治者の端的な（暴力的な）闘争か、いずれか両極端の現象が惹起する可能性が指摘されよう。

かかる社会契約論的立場がいかなる意味において抵抗の原理的立脚点とされるかが改めて慎重に考察されるべきであろう。

次に、兵役拒否が主としてキリスト教的反戦の抵抗としてあらわれ、そうしたものとしてその伝統が築かれてきたのであるが、かかる良心的兵役拒否における抵抗のファクターをキリスト教的抵抗の精神構造の観点でとらえ、極限状況における抵抗の原理をさぐってみようと思う。

(1) Thomas Hobbes, *Leviathan*, Ch. XXI.

(2) *Ibid.*, Ch. XIV.

(3) *Ibid.*, Ch. XXI.

(4) *Ibid.*

(5) *Ibid.*

(6) Locke, *Two Treatise of Government*, Ch. XIX.

(7) Rousseau, *Le contrat social*. 桑原・前川訳, 社会契約論 (岩波文庫), 54頁。

(8) *Ibid.* 同53頁。

3 良心的兵役拒否におけるキリスト教的抵抗の精神構造

W・O・ダグラス判事は、「兵役に服することだけが、戦時において国家に

奉仕する唯一の方法なのではない。戦時においては、あらゆる主要な活動分野のために人力が動員される。農業、工業、看護または民間防衛を問わず、人は祖国の危機の時機には祖国に協力する。良心的兵役拒否者の主張に尊敬をはらうことは、決してわれわれの戦争目的の努力を弱めるものではない⁽⁴⁾」とのべたたとえばエホバの証人派 (Jehovah's Witnesses) のメンバーのように徴兵登録を拒否したり、兵役拒否者が代替義務として国家的に重要な仕事に従事するための施設に出頭しないというような絶対的兵役拒否者(absoluteist⁽⁵⁾)は別であって、兵役⁽⁶⁾を拒否するといっても、キューカーらのように代替役務に従事すれば何ら国家に対する不服従とはならない、と言おうとしている。

しかしながら、良心的兵役拒否法制もしくは兵役免除制度も、法制定者の立場よりすれば、それが実定憲法秩序のなかに原則的、普遍的な地位を与えられるものでないことはすでに検討したところから明らかである。

合衆国連邦最高裁判所はマキントッシュ判決で「戦争権限の行使が必要となったばあい……徹底した権限が、平和時においては全く許されがたいものであるにもかかわらず、戦争という危機に対処するために行使される」との見解を示している。かかる戦時法秩序を維持するための非常事態体制下での兵役拒否は、本質的には不法の抵抗であらざるをえず、国によっては兵役拒否が一定要件の下に法制上許容されるに至っているが、そうしたところでもなお兵役拒否は不法の抵抗たる実質を失うものではない、と言えよう。

キューカーをはじめとする良心的兵役拒否者は、国家の安全と国家の自己保存との要請から絶対的な戦争権限を引き出し、行使しようとする国家権力に圧倒されながらも、国家をして譲歩と妥協とを余儀なくせしめてきた。かかる良心的兵役拒否は、抵抗(権)の歴史のなかでキリスト教的抵抗の源流に属し、キリスト者としての抵抗者に固有の精神構造の必然の所産であったともいえる。

一般に、キリスト者と現世的支配権力の間に確執が惹起したばあい、彼の内心は「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に⁽⁴⁾」との二重の権威の承認の下で、一方では「すべての人は上に立つ権威に従うべきである。なぜなら

神によらない権威はなく、おおよそ存在している権威はすべて神によって立てられたものだから⁽⁶⁾」との服従命令と、「人に従うよりは神に従うべきである⁽⁶⁾」との良心的決断の間の緊張に満ちている。

ルターもカルヴァンも、暴君に対して報復しましたは彼を裁き、暴君を殺しましたは追放することを人民にゆるそうとしない。ともに「すべての人は上に立つ権威に従うべきである」との第一のテーゼに基づいて、絶対的な服従を命ずる。

ルターは次のように言っている。「農民達は暴動に際し、君主たちは福音が説かれることを許さず、また貧民たちを苦しめるのだから、その君主を倒さねばならない、と申し立てる。けれども……君侯または君主が福音を忍ぼうとしない場合には福音の説かれている別の侯国へ行けばよいのである⁽⁷⁾」。

「暴君は不正を行なうときに、やはりそれが不正であること知っている。彼にはまだ良心も認識力もある。また彼が良くなって、忠告や教訓を受け入れ、それに従うという望みもある。……そして暴君が暴民に百度不正を行なうほうが暴民が暴君に一度不正を行なうよりましなのである。……暴民は節度を持たず知りもしないし、またひとりの暴民ごとに、五人以上の暴君がその中にひそんでいるからである⁽⁸⁾」。

そして「以上の所説についての私の根拠と理由とは、ただ、神が『復讐はわたしのすることである。わたし自身が報復する⁽⁹⁾』と、また『人をさばくな⁽¹⁰⁾』と言われている点にある⁽¹¹⁾』と言う。

カルヴァンも「何らかの意味で主権をにぎっているすべてのものが、たとい君主としてその義務を果たしていないとしても、それに服すべきなのである。……放埒な支配に対する矯正は、主の与えたもう報復であるとしても、そのゆえをもって、われわれがただちに、自分にはそのつとめが命じられていると考えてはならないのである」と言う。すなわち「神が最も重々しい御指定をもって確認したもうたものであるから、尊敬すべき威厳に満ちた官憲の権威を——たとい、その権威が最もふさわしくない人に置かれ、かれらが可能なかぎりその権威を汚しておろうとも——われわれがそれを蹂躪し、侵害することがない

ように、最高度に注意しなければならない⁹³⁾」と言っている。

けれどもルターもカルヴァンもともに、特定の場合には、「人に従うよりは、神に従うべきである」との第二のテーゼに立って、支配者、官憲の命令に服従してはならないと言う。この特定の場合とは、ルターにおいては、「主権者が不正を行なうように強制する⁹⁴⁾」ばあいであり、カルヴァンにあっては「支配者への服従」が、「われわれを神に対する服従から連れ去る⁹⁵⁾」ばあいである。

ここで次のことが問題となる。絶対的な政治的服従、支配者への従順を説くルターおよびカルヴァンは、また同時に、特定の場合には官憲に対する服従拒否が義務とされる、としているが、この相反するとみられる二つの態度がただ単に前者が原則、後者が例外として位置づけられているのか、それとも両者の間に何らかの内的、論理的関連が存するのであろうか。

この点について、カルヴァンは、「その御意志のもとにすべての王たちの誓いがおかれ、その御定めのもとに王たちのもろもろの命令が従属し、そのみいつのもとに王たちの権力のしるしが服すべきである神」に対する服従から離れさせるような支配者の命令に服従してはならないということは、支配者の命令に対する服従の規範に対して「例外というよりもむしろ第一に守られなければならない規範である」と言う。したがって支配者への服従が背神となると確信するとき、「官憲が持っている威厳は、順序としては、唯一のそして真に最高なる神の権能のもとにおかれる以上、これ〔官憲〕に対して（服従を拒絶しても）何らの不正をしたことにもならない⁹⁶⁾」としている（カッコ内は引用者）。

これに対しルターは、「神は二種類の統治を人間の間に設けられた。一つは剣によらないで、言による霊的なもので、もう一つの統治は剣による現世の統治であり、そして「神が主権者に多くの財宝や名誉や権力をお与えになるのは、主権者がそれらのものを他人に対して正当に所有し、このような現世の正しさを守ることによって、神に奉仕するためである⁹⁷⁾」（傍点は引用者）と言い、「君侯、領主の大部分は神なき暴君、神の敵であって、福音を迫害するものだ⁹⁸⁾」ときめつけながらも、このことから、ルターは、不正へと強制されたばあい主権者への服従を拒否すべきであるとのことを（神に対する絶対の義務と認

良心的兵役拒否における抵抗の原理

めるにもかかわらず)一般論的に、論理的帰結として直接に導きだすことをしない。この点でカルヴァンは異なる。

すなわち、カルヴァンは、「おおよそ存在している権威はすべて神によって立てられた」のだから(「すべての人は上に立つ権威に従うべき」だが、しかし)もしも支配者が神に反逆して命令し、その命令が神に対する服従からわれわれを離れさせるものであるなら、支配者は「神にそむいて角を振り立て、自己の権能を自ら廃棄したのだから」(傍点は引用者)「われわれはそれを決して認めてはならず」、「官憲が持っている威厳に何らかかざらなくてはならない」とする⁶⁸⁾。これに対しルターは「もし自分の主人が不正の戦いをしようとしていることを知っていたら参加してはならず」また、「ほかのあらゆる行為においても、主権者が不正を行なうように強制する」ばあい「当然神のために主人をも捨てねばならない」。それは、人がもしそのようなばあいにそうした態度をとらないならば、「神に対して安んじた良心を持つことができないから」であり、「神はご自身のために、父や母を捨てることを求めたものだから」である⁶⁹⁾、という。

カルヴァンは、ばあいによっては、一定要件の下に、信仰弾圧に対し暴力その他積極的抗争手段をもって抵抗することを辞さないとの立場を肯定する。ルターは、暴力的反抗を神にさからうものとして世俗の信仰弾圧に対する積極的抵抗権を否認するが、殉教をもたらすこともあるであろうような消極的・受動的抵抗権を認めてはいるのである。

国家に対し、カルヴァンは「神の栄光がそこに実現されるために」との宗教的志向から積極的姿勢を示す⁷⁰⁾。ルターは「カイザル」(世俗主権者)がわれわれから何をうばい、われわれにいかなる暴力を加えようと、われわれ自身の靈魂の救いとは無関係であるとの非政治的な、世俗秩序に対し絶対的無関心の立場に立つ⁷¹⁾。

しかしながら、ルターは、このような基本的立場に立っているとはいえ、すでに指摘したように、いかなる場合であれ絶対に抵抗しない、というのではなく、特定のばあいにおける消極的抵抗を認める。そしてその限りにおいて、彼

の立場には、世俗主権者は神の権能に従属し、官憲の機能は神に奉仕するために与えられたのであるからして、不正へと強制するような官憲の命令に服従するよりは、服従を拒否して、その結果として課せられる刑罰（それがいかなるものであろうと）に服する、とのキリスト教的抵抗の一原理（Passive Obedience の原理⁸³⁾）が貫かれている。

ちなみに、ダグラス判事は、良心的兵役拒否事件の判決の結びで、かかる原理を表明している。

「多年にわたり、人々は、自らの神に対する忠誠を国家の権威の下に従属させるよりはむしろ死を選ぶことをしてきた。改正第 1 条に保障された信教の自由は、そうした戦いの所産である⁸⁴⁾」。

「人に従うよりは神に従うべき」ようなばあいを、または「神のもの」、「カイザルのもの」をどのように規定するかは教派により、人によって異なろう。けれども、ルター、カルヴァンにみた正統的キリスト教にあっては、少なくとも、「カイザル」（国家）が個人にとってアプリアリな絶対的な実在であるとの観念は排除されざるをえない。

国家支配者は、ときに、国法秩序を絶対的強制秩序と規定し、それに対する反抗やその変革を阻止しようとする。しかし、良心的義務と国家的義務が衝突するとき、その個人にとって神との関係は絶対であり、この関係を侵す国家的強制に服従することは神がゆるさない、として拒絶する立場がある。ここでは、国家は個人にとって本質的に相対的關係にしか立ちえない。

かくして、試みに、ルター、カルヴァンにみられるような典型的なキリスト教的抵抗者に固有の主観的、精神的特徴を指摘するならば、

第一に、彼は、国家とその権能とを、個人にとって本質的には相対的關係にしか立ちえないものとして、原理的に（したがって恒常的に）それを相対化し克服する価値体系に深く規定され、それに身をゆだねているということ、

第二に、このように国家的実在を克服しえているのみならず、彼は、その自我と諸欲と、そしてその生活と自己の存在そのものとをさえも原理的、恒常的に相対化し克服しえているような人格体系に、その行動が依拠しているという

こと、

この二点に集約されうるであろう。そしてかかる抵抗の精神構造は、極限的状況における抵抗原理として少なからず普遍的意味を有すると考える。

おわりに

抵抗権が実定法上の権利かどうかの論議が止み、基本的人権が実定憲法上の権利として機能しえなくなるような顕在的な非法 (Nicht Recht) の体制の下で、人は一般に自己の人生観、世界観もしくは信念、思想等についての全人格的な証しを求められるであろう。それは平常の状況のなかでの闘いとは異質の闘い、きわめて勝利するに困難な闘いがそこにあるからである。

かかる極限事態での抵抗に関しては、それゆえ、不服従か武装抵抗かの抵抗形態よりは、まず抵抗力が、したがって抵抗の原理もしくは抵抗の精神構造がいっそう重大な関心事とならざるをえないのである。

のみならず、人類の歴史の現時点における諸国家には、いまだ常に極限的状況への契機が存在しているといわざるをえないのであって、それとうらはらにまた上と同質的な抵抗の契機が常に存在する。そして極限事態の潜在する日常的状况でのかかる抵抗が、あるべき国家、社会の創造を真に志向するものかどうかが問われざるをえず、ここにおいてもまた抵抗の精神構造が問われよう。

そうして、非合理的な、もしくは異常なまでに保守的とみられる精神的土壤にこそ、真の変革をもたらすであろうような不屈の抵抗力が潜在しかつ芽ばえるという歴史上の一見逆説的な事実⁶⁴⁾に改めて目を向け直す必要があるのではなからうか。

ドイツの抵抗運動を支えたものは次のシラーの詩であったという。
抑圧されし者、いずこにも権利を見いだしえず、
重圧に耐えきれずなりしとき
彼はそこより、天上なるなぐさめを与うる勇気をつかみとる。

そして、かの永遠の権利を地上に持ち来る。

そは天上にては不可譲のものとしてあり⁶⁴⁾。

第 1 卷 第 1 号

- (1) W.O.Douglas, *The Right of the People* (1958) . 奥平訳, 基本的人権, 141 頁。
- (2) C.H.Pritchett, *The American Constitution* (1959) , P.474.
- (3) 厳密には, 軍事的兵役務 *military service*, 戦闘的兵役務 *combatant service*, 武器を持つ兵役務 *armed service* などと表現される。
- (4) 新約聖書, マタイ伝, 22章21節。
- (5) 同, ローマ人への手紙, 13章1節。
- (6) 同, 使徒行伝, 5章29節。
- (7) Ruther, *Ob kriegsleutte auch ynn seligem stande seyn künden* (1526) . 神崎・徳善訳, 軍人もまた救われるか, ルター著作集第7巻, 566頁。
- (8) *Ibid.* ルター著作集第7巻, 566~567頁。
- (9) ローマ人への手紙, 12章19節。申命記, 32章35節。
- (10) マタイ伝, 7章1節。
- (11) Ruther, *Op.Cit.* ルター著作集第7巻, 568頁。
- (12) Calvin, *Institutio Christianae Religionis*, ch. XX-31. 渡辺信夫訳, キリスト教綱要Ⅳ/2, 265頁。
- (13) Ruther, *Op. Cit.* ルター著作集第7巻, 597頁。
- (14) Calvin, *Op. Cit.*, ch. XX-32. 渡辺訳, 前掲, 266頁。
- (15) *Ibid.* 渡辺訳, 同, 266頁。
- (16) Ruther, *Op. Cit.* ルター著作集第7巻, 560頁。
- (17) *Ibid.* ルター著作集第7巻, 578頁。
- (18) Calvin, *OP. Cit.*, ch. XX-32. 渡辺訳, 前掲, 266頁。
- (19) Ruther, *Op. Cit.* ルター著作集第7巻, 596~597頁。
- (20) Ernst Troeltsch, *The Social Teaching of the Christian Churches* (Vol. 2) , pp.586~587.
- (21) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* (1921) , II, ch. 5, 11-5 .
- (22) 堀豊彦, *Passive Obedience、の原理と抵抗の原理との交渉 (早稲田政治経済学雑誌, 210・211合併号) , 参照。
- (23) *Girouard v. United States* (1946) , 90L ed. 1084.
- (24) P.C.Mayer-Tasch, *Thomas Hobbes und des Widerstandrecht* (1965) , S. 1 .